（琵琶湖保全再生推進協議会）

8　主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市の長（以下「主務大臣等」という。）は、琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議を行うため、琵琶湖保全再生推進協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとし、この場合において、主務大臣等は、必要があると認めるときは、協議会に、関係市町村その他主務大臣等が必要と認める者を加えることができることとした。（第八条関係）

（調査研究等）

9　㈠　国は、琵琶湖の自然環境の状況を適切に把握し、琵琶湖保全再生施策の実施の基礎とするため、琵琶湖の自然環境に関する調査を行うとともに、その結果を公表することとした。（第九条第一項関係）

㈡　関係地方公共団体は、国との連携を図りつつ、㈠の調査を行うとともに、その結果を公表するよう努めることとした。（第九条第二項関係）

㈢　国及び関係地方公共団体は、㈠及び㈡の調査の結果を踏まえ、水質の汚濁の防止及び改善、生態系の保全及び再生等の琵琶湖の自然環境の保全及び再生に関する研究開発の推進並びにその成果の普及等の措置を講ずるよう努めることとした。（第九条第三項関係）

（水質の汚濁の防止のための措置等）

10　国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の水質の保全及び改善が近畿圏における住民の生活及び事業活動にとって極めて重要であることに鑑み、水質の汚濁の防止のために必要な規制等の措置を講ずるとともに、必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第一〇条関係）

（森林の整備及び保全等）

11　国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の水源の涵養を図るため必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第一一条関係）

（琵琶湖の自然環境の保全及び再生）

12　国及び関係地方公共団体は、琵琶湖における水環境の改善並びに生態系の保全及び再生を図るため必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第一二条関係）

（外来動植物による被害の防止）

13　㈠　国は、琵琶湖におけるオオクチバスその他の海外から我が国に導入された動物及びオオバナミズキンバイその他の海外から我が国に導入された植物（㈡において「外来動植物」という。）による生態系及び漁業に係る被害の状況に鑑み、その被害を防止するため、これらの捕獲等の防除が適確に行われるよう必要な支援をすることとした。（第一三条第一項関係）

㈡　関係地方公共団体は、琵琶湖において生態系又は漁業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来動植物の防除を行うよう努めるとともに、その被害の防止に関する啓発活動その他その被害の防止に必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第一三条第二項関係）

（カワウによる被害の防止等）

14　㈠　国は、琵琶湖におけるカワウによる著しい漁業及び植生に係る被害の状況に鑑み、その被害を防止するため必要な支援をすることとした。（第一四条第一項関係）

㈡　国及び関係地方公共団体は、琵琶湖におけるカワウによる被害の防止及びその被害に係る自然環境の回復のため必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第一四条第二項関係）

（水草の除去等）

15　国及び関係地方公共団体は、琵琶湖における湖底の底質の保全及び改善、悪臭の防止等による生活環境の改善、漁業環境の改善並びに船舶の航行の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第一五条関係）

（水産資源の適切な保存及び管理等）

16　国及び関係地方公共団体は、琵琶湖における水産資源を回復し、その漁業の振興を図るため必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第一六条関係）

（環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興）

17　国及び関係地方公共団体は、多様な生物を育む水田の整備等による環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興のために必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第一七条関係）

（エコツーリズムの推進等）

18　国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の観光の振興を図るため、エコツーリズムの推進その他必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第一八条関係）

（湖上交通の活性化）

19　国及び関係地方公共団体は、琵琶湖への関心を高めるとともに、琵琶湖周辺の環境負荷の軽減、災害時における旅客又は貨物の輸送の確保等を図るため、湖上交通の活性化のために必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第一九条関係）

（景観の整備及び保全）

20　国及び関係地方公共団体は、琵琶湖が歴史的な景勝地として国民の貴重な財産であることに鑑み、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その景観の整備及び保全のために必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第二〇条関係）

（教育の充実等）

21　㈠　国及び関係地方公共団体は、農業体験、魚を学ぶ体験学習、自然観察会その他の自然を観察する機会の充実、エコツーリズムの推進等を通じて、国民に対する琵琶湖の自然環境に関する教育を充実させるために必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第二一条第一項関係）

㈡　国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の保全及び再生の重要性についての国民の理解と関心を深めるよう、㈠の措置のほか、必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第二一条第二項関係）

（多様な主体の協働）

22　国及び関係地方公共団体は、個人、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体が協働して琵琶湖保全再生施策に取り組むことを促進するため必要な措置を積極的に講ずることとした。（第二二条関係）

（資料の作成及び公表）

23　政府は、琵琶湖の保全及び再生の状況並びに政府が琵琶湖の保全及び再生に関して講じた施策に関する資料を作成し、適時に、かつ、適切な方法により公表しなければならないこととした。（第二三条関係）

（主務大臣）

24　この法律における主務大臣は、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣その他政令で定める大臣とすることとした。（第二四条関係）

（施行期日等）

25　㈠　この法律については、この法律の施行の日から五年以内に、この法律の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行うこととした。（附則第二項関係）

㈡　この法律は、公布の日から施行することとした。

---

**◇関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令**（政令第三三九号）（財務省）

1　関税割当制度が適用されている物品一九品目のうち、半年ごとに関税割当ての数量を定めている四品目について、平成二七年度下期における数量をそれぞれ次のとおり定めることとした。（別表関係）

| | | |
|---|---|---|
| ㈠ | 乾燥した豆（ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの） | 七万トン |
| | コーンスターチの製造に使用するもの | 二一〇万七、七〇〇トン |
| ㈡ | とうもろこし　コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの | 四万三、三〇〇トン |
| | その他のもの（単体飼料用のもので粉砕その他の加工をしてないもの以外のもの） | 五万六、四〇〇トン |
| ㈢ | 麦芽 | 二四万七、八〇〇トン |
| ㈣ | でん粉及びイヌリン並びにでん粉等の調製食料品のうちでん粉が最大の重量を占めるもの | 八万三、五〇〇トン |

2　この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。